

安全で行き届いた医療・介護を保障するための看護職員等の 人手不足の緊急改善に関する意見書

高齢社会を迎え、医療・介護・社会保障の充実は、国民と医療・介護労働者の切実な願いとなっている。しかし、入院日数の短縮や医療・介護内容の高度化などによって、現場はかつてなく大変な労働実態になっている。

特に、看護職員は疲れ果てており、3人に2人が勤務をやめたいと思っているほどである。人手不足のもとで、医療事故の続発に象徴されるように、患者・利用者の命と安全も脅かされている。命と安全を守る仕事でありながら、十分な看護職員等が配置されていない現状にあり、安全で行き届いた医療・介護を保障するためには、看護職員等の人手不足を解消する緊急の改善が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を早急の実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 安全で行き届いた医療・介護を保障するため、配置基準を引き上げ、医師・看護師など医療・介護労働者を大幅にふやすこと。
- 2 患者・利用者の命と安全を守るため、必要な安全対策のコストを保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 3 月23日

秋田市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様

厚生労働大臣 川 崎 二郎 様

衆議院議長 河 野 洋 平 様

参議院議長 扇 千 景 様